

令和 8 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

(管理会社コード 16714)

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先 ビジネスサポート本部 榎川 涼

(TEL:03-6843-1413)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、本日、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○E T F 名称

394A_業界改革厳選 E T F テレビ業界

395A_業界改革厳選 E T F 地銀

396A_業界改革厳選 E T F R E I T イベント・ドリブン

○変更内容およびその理由

変更の内容

各規定の内容の明確化や用語・記載の整理を図るため所要の変更を行います。

理由

関係法令・諸規則への適合性を高めるために規定内容をより明確化するとともに、現行の運用との整合性を図るため用語・記載の見直しを行います。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和 8 年 10 月 8 日

実施日 : 令和 8 年 10 月 9 日

以上

業界改革厳選ETFテレビ業界

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> <削除> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします ③ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）の口座ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 前号に基づく乗算によって1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、これにより生じた整数部分については当該受益者の口座に記録します。 3. 前号に基づく合算により生じた端数部分は、他の受益者について同様の合算を行って生じた端数部分と合算し、これにより生じた整数部分については委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、前号に基づく合算の対象となった端数部分の持分を所有する受益者に当該持分に応じて分配します。 5. 委託者は、受益者からの取得申込の受付および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第8条 <略> ② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。 ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。	(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> ② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。 ③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。 ④ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 端数部分を受益者ごとに合算し、<u>整数部分を</u>当該受益者の口座に記録し、<u>端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算</u>します。 3. 前号の合算による<u>整数部分を</u>委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。 5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第8条 <略> <新設> ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ．有価証券 ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条に定めるものに限りします。） ハ．金銭債権 <u><削除></u> <u><削除></u> <u><削除></u> （運用の指図範囲等） 第17条 <略> ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u><削除></u> 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの ③ <略> （収益分配金および償還金の支払い） 第38条 <略> ②～⑤<略> ⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第41条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>	1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ．有価証券 ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条に定めるものに限りします。） ハ．金銭債権 <u>ニ．約束手形</u> <u>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ. 為替手形</u> （運用の指図範囲等） 第17条 <略> ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>4. 手形割引市場において売買される手形</u> 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの ③ <略> （収益分配金および償還金の支払い） 第38条 <略> ②～⑤<略> ⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第41条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、<u>未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から10年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>
---	---

業界改革厳選 E T F 地銀

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(受益権の併合、分割および再分割) 第 7 条 <略> ② <u><削除></u> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）の<u>口座ごとの口数</u>とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. <u>前号に基づく乗算によって 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、これにより生じた整数部分については当該受益者の口座に記録します。</u> 3. <u>前号に基づく合算により生じた端数部分は、他の受益者について同様の合算を行って生じた端数部分と合算し、これにより生じた整数部分については委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、前号に基づく合算の対象となった端数部分の持分を所有する受益者に当該持分に応じて分配します。</u> 5. 委託者は、受益者からの取得申込の<u>受付</u>および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (投資の対象とする資産の種類) 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及	(受益権の併合、分割および再分割) 第 7 条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。 ④ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 端数部分を受益者ごとに合算し、<u>整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u> 3. <u>前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。 5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 <略> <新設> ②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (投資の対象とする資産の種類) 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及

び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ．有価証券 ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条に定めるものに限りします。） ハ．金銭債権 <u><削除></u> <u><削除></u> <u><削除></u> （運用の指図範囲等） 第17条 <略> ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u><削除></u> 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの ③ <略> （収益分配金および償還金の支払い） 第38条 <略> ②～⑤<略> ⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第41条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>	び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ．有価証券 ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条に定めるものに限りします。） ハ．金銭債権 <u>ニ．約束手形</u> <u>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ. 為替手形</u> （運用の指図範囲等） 第17条 <略> ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>4. 手形割引市場において売買される手形</u> <u>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u> ③ <略> （収益分配金および償還金の支払い） 第38条 <略> ②～⑤<略> ⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第41条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、<u>未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から10年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金<u>および償還金</u>を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>
--	--

業界改革厳選ETF REITイベント・ドリブン

投資信託約款の変更案

下線部 は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> ② <u><削除></u> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）の口座ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 前号に基づく乗算によって1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、これにより生じた整数部分については当該受益者の口座に記録します。 3. 前号に基づく合算により生じた端数部分は、他の受益者について同様の合算を行って生じた端数部分と合算し、これにより生じた整数部分については委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、前号に基づく合算の対象となった端数部分の持分を所有する受益者に当該持分に応じて分配します。 5. 委託者は、受益者からの取得申込の受付および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (投資の対象とする資産の種類) 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものを	(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。 ④ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 端数部分を受益者ごとに合算し、<u>整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算</u>します。 3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。 5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 <略> <u><新設></u> ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (投資の対象とする資産の種類) 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものを

いいです。以下同じ。) イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条に定めるものに限ります。) ハ. 金銭債権 <u><削除></u> <u><削除></u> <u><削除></u> (運用の指図範囲等) 第 17 条 <略> ② 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3. コール・ローン <u><削除></u> 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの (収益分配金および償還金の支払い) 第 36 条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第 39 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金<u>または償還金</u>を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>	いいです。以下同じ。) イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条に定めるものに限ります。) ハ. 金銭債権 ニ. <u>約束手形</u> <u>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ. 為替手形</u> (運用の指図範囲等) 第 17 条 <略> ② 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3. コール・ローン <u>4. 手形割引市場において売買される手形</u> 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの (収益分配金および償還金の支払い) 第 36 条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u> (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第 39 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に、<u>未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から 10 年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u> ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金<u>および償還金</u>を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>
---	--